

2026（令和8）年2月26日

各位

学校法人東京女子医科大学

理事長 清水 治

## 東京女子医科大学病院病院長及び

### 東京女子医科大学附属足立医療センター病院長 選任のお知らせ

学校法人東京女子医科大学は、現任者の任期が2026(令和8)年3月末で終了すること等に伴い選考を行いました。

そして、2026(令和8)年2月25日 定例理事会を開催し、審議した結果、以下のように選任いたしましたのでお知らせいたします。

#### ■東京女子医科大学病院病院長 ※新任

山口 淳一（やまぐち・じゅんいち）

・現職名 東京女子医科大学医学部循環器内科学分野 教授・基幹分野長

・任 期 2026（令和8）年4月1日～2028（令和10）年3月31日

#### ■東京女子医科大学附属足立医療センター病院長 ※再任

塩沢 俊一（しおざわ・しゅんいち）

・現職名 附属足立医療センター病院長・外科診療部長・教授

・任 期 2026（令和8）年4月1日～2027（令和9）年3月31日

【お問い合わせ先】

東京女子医科大学 広報室 阿部

〒162-8666 東京都新宿区河田町 8-1

Tel : 03-3353-8112（内線 30162）

2026年2月2日

各位

本院病院長候補者の選考報告について

本院病院長候補者選考委員会  
委員長 新浪 博

本院病院長選任内規第4条第1項（以下、選任内規）に基づき、本院病院長候補者選考委員会（以下、選考委員会）を立ち上げ、慎重に審議した結果、以下の通り病院長候補者を選出しましたことをご報告いたします。

1. 病院長候補者

山口 淳一氏（現 本院副院長/循環器内科診療部長 教授・基幹分野長）

2. 審議の経緯

(1) 2026年1月19日（月）第1回 病院長候補者選考委員会（全員出席）

- 選考の基準となる病院長候補者の要件（後記参照）を確定しました。
  - 各委員から複数名が推薦され、審議した結果、そのうちの2名に意向を確認し、その結果を受けて病院長候補者として審議対象とすることになりました。
  - 選考委員会で病院長候補者が行うプレゼンテーション項目を設定しました。
- ※プレゼンテーション項目

- ①特定機能病院再取得に係る取り組みについて（特に医療安全に関わること）
- ②本院の経営（収支）を改善するための方策について
- ③病院長として大切にしたい取り組み（人材育成や心理的安全性の確保など）
- ④病院の顔として対外的な活動をどのように進めていくか
- ⑤病院長就任後に想定する所属する教室・診療科の運営体制について

(2) 2026年2月2日（月）第2回 病院長候補者選考委員会（全員出席）

- 第1回選考委員会で推薦された2名に意向を確認した結果、1名を候補者として審議対象とすることになりました。
- 病院長候補者の要件、プレゼンテーション項目に基づく抱負等の聴取を行い、その結果をふまえ、慎重に審議しました結果、選考委員全員の賛成で「山口淳一氏」を本院病院長候補者として選出しました。

3. 選考理由

- ・人格面、経営能力、リーダーシップが優れていること。
- ・副院長及び病院長不在時等の病院長職務代行者を務め、人格的に責任感が強く、素晴らしい仕事をし、女子医大の発展に寄与することが大きく期待出来ること。
- ・本院の収支改善、人材育成、対外的な活動に明確なビジョンを持ち、本院の発展に尽力する意思が強いこと。

以上のことから、病院長候補者の要件を満たし、本院病院長にふさわしいと判断し、「山口 淳一」氏を選出しました。

以上

### 【病院長候補者要件】

病院長は日本国内において現に有効な医師免許を有する者であって、以下の要件を備えることが望ましい。

- ①医療安全の確保、感染対策および診療放射線安全管理のために必要な資質および能力（医療安全管理業務の経験ならびに患者安全を第一に考える姿勢および指導力を含む。）を有すること
- ②本院を管理運営する上で、法人の方針に即して法人運営に協力し、事業目標を達成しようとする強い意思を持ち、組織管理能力、経営管理能力などの必要な資質、能力（本院内外での組織管理経験を含む。）を有すること。ただし、現場の患者安全と病院職員の益を優先し、それらを護るために理事会で十分意見を述べることができる者
- ③本院が掲げる理念・基本方針を実現するために、診療活動を適切かつ効果的に運営することができ、将来の在り方に明確な理念を持ち、継続的かつ確実に推進する強力なリーダーシップを有すること
- ④本学の理念である、極めて誠実で、慈しみある心を持って、患者、職員、その他のステークホルダーと向き合い、ハラスメントを絶対許さず、高潔であること
- ⑤本院の管理者（副院長）の経験があること（現任者を含む）が望ましい
- ⑥本院の病院管理者会議の経験者であることが望ましい

### 【添付資料】

別添1：病院長候補者略歴

別添2：病院長候補者選考委員会委員一覧

別添3：病院長選任内規

病院長候補者：山口 淳一 氏（満 58 歳）

■略歴

- 1993年 3月 千葉大学医学部 卒業
- 1995年 4月 東京女子医科大学附属日本心臓血圧研究所循環器内科 入局（医療練士）
- 1996年 6月 埼玉県済生会栗橋病院循環器内科 医員
- 1998年 4月 東京女子医科大学附属日本心臓血圧研究所循環器内科 医療練士
- 2000年 4月 セントエリザベスメディカルセンター（タフツ大学・ボストン）  
心臓血管研究部門客員研究員  
東京女子医科大学附属日本心臓血圧研究所循環器内科 助教（兼任）
- 2002年 10月 埼玉県立循環器・呼吸器病センター循環器内科医長
- 2004年 1月 東京女子医科大学附属日本心臓血圧研究所循環器内科 助教
- 2007年 4月 NTT 東日本関東病院循環器内科
- 2009年 4月 東京女子医科大学循環器内科講座 助教
- 2010年 8月 東京女子医科大学循環器内科講座 准講師
- 2012年 12月 東京女子医科大学循環器内科講座 講師
- 2018年 5月 東京女子医科大学循環器内科講座 特任教授（低侵襲心血管病治療研究部門）
- 2022年 4月 東京女子医科大学循環器内科学分野 教授・基幹分野長、診療部長  
（現在に至る）
- 2024年 11月 東京女子医科大学病院 副院長（診療連携部門等）（現在に至る）

■学位

医学博士（東京女子医科大学）2000年

■専門分野

虚血性心疾患および重症弁膜症に対するカテーテルインターベンション

■自身の研究テーマ

- 1.ハイリスク患者（透析患者、糖尿病患者、心房細動患者、高齢者など）に対する冠動脈ステント術の治療成績についての実態調査および治療成績向上のための新しい技術の開発
- 2.心房細動患者に対する冠動脈ステント術後の至適抗血栓療法に関する検討
- 3.冠動脈形成術後の一次、二次予防における薬物治療の効果に関する研究
- 4.重症心不全患者における経皮的僧帽弁修復術の有用性の検討
- 5.重症大動脈弁狭窄症患者に対する経皮的な大動脈弁置換術の適応・有用性に関する研究
- 6.日本・アジアにおける経皮的肺動脈留置術（TPVI）の有用性と安全性について検討

## 病院長候補者選考委員会委員一覧

※敬称略

氏名	現職	選出区分
森 周介	本院 救命救急センター	第4条第3項第1号 病院部長会
坂井 修二	本院 画像診断・核医学科	
田畑 務	本院 婦人科	
長坂 安子	本院 麻酔科教授	
白石 和子	本院看護部部長	第4条第3項第2号 看護職(管理職以上)
吉武 久美子	看護学部長	第4条第3項第2号 看護職(管理職以上)
田中 功	中央放射線部・臨床工学部 総技師長代行	第4条第3項第3号 医療技術職(管理職以上)
丸地 伸	本院事務長	第4条第3項第4号 事務職(管理職以上)
神崎 正人	理事・本院 呼吸器外科教授	第4条第3項第5号 理事会理事
新浪 博	理事・本院 心臓血管外科教授	第4条第3項第5号 理事会理事
大澤 眞木子	理事(学外)、 学校法人立教女学院理事長	第4条第3項第5号 理事会理事
一戸 和成	医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院 副理事長	第4条第3項第6号 理事会選出の学外有識者
泉二 登志子	本学名誉教授	第4条第3項第6号 理事会選出の学外有識者

## 病院長選任内規

(昭和48年5月18日)

改正 昭和54年12月19日

平成13年2月28日

平成18年3月29日

平成26年11月19日内規第1411号の4

平成27年3月17日内規第1503号の16

平成27年4月22日内規第1504号の7

平成27年10月20日内規第1510号の7

平成27年12月16日内規第1512号の4

平成28年11月1日内規第1611号の4

平成29年1月17日内規第1701号の14

平成29年9月19日内規第1709号の5

平成29年10月25日内規第1710号の23

平成30年7月25日内規第1807号の41

令和元年11月27日内規第1911号の10

令和3年1月12日内規第2101号の1

令和4年9月20日内規第2209号の5

令和5年6月20日内規第2306号の13

令和6年10月4日内規第2410号の1

令和7年2月26日内規第2502号の7

令和7年3月24日内規第2503号の8

令和8年2月17日内規第2602号の21

(趣旨)

第1条 本内規は、東京女子医科大学病院規程第7条第1項に基づき、東京女子医科大学病院（以下「本院」という。）の病院長の選任および解任に関する手続きその他必要な事項について定める。

(任期)

第2条 病院長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、2年3期を超えることはできない。

2 病院長が任期の途中で退任した場合に新たに選任された病院長の任期は、前任者の残任期間とし、任期回数に算入しない。

(選考基準)

第3条 病院長は日本国内において現に有効な医師免許を有する者であって、以下の要件を全て満たす者とする。

(1) 医療安全の確保のために必要な資質および能力（医療安全管理業務の経験ならびに患者安全を第一に考える姿勢および指導力を含む。）を有すること

(2) 本院を管理運営する上で、法人の方針に即して法人運営に協力し、事業目標を達成しようとする強い意思を持ち、組織管理能力、経営管理能力などの必要な資質、能力（本院内外での組織管理経験を含む。）を有すること。ただし、現場の患者安全と病院職員の益を優先し、それらを護るために理事会で十分意見を述べることができる者

(3) 本院が掲げる理念・基本方針を実現するために、診療活動を適切かつ効果的に運営することができ、将来の在り方に明確な理念を持ち、継続的かつ確実に推進する強力なリーダーシップを有すること

2 前項第1号の医療安全管理業務とは、以下のいずれかの業務をいう。

- (1) 医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、診療放射線安全管理者の業務
  - (2) 医療安全管理委員会の構成員としての業務
  - (3) 医療安全管理部門における業務
  - (4) その他上記に準じる業務
- (選考委員会)

第4条 病院長候補者を選出するため、選考委員会をおく。

2 選考委員会は、任期満了により病院長が欠員となる場合には原則として任期が満了する日の3ヶ月前までに、その他の事由により病院長が欠員となった場合には直ちに構成されるものとし、新たな病院長の任命をもって直ちに解散する。

3 選考委員会は、以下の各号に掲げる委員をもって構成する。ただし、現任の理事は、第1号から第4号に掲げる委員になることができない。

- (1) 本院病院部長会が投票で選出した当部長会所属の委員 4名
- (2) 看護学部の教員を含む本院所属の看護職(管理職以上)が投票で選出した委員 2名
- (3) 本院所属の医療技術職(管理職以上)が投票で選出した委員 1名
- (4) 本院所属の事務職(管理職以上)が投票で選出した委員 1名
- (5) 理事会から選出する理事(理事長を除く) 3名(うち1名以上は学外理事とする。)
- (6) 理事会が選出する学外有識者 1名以上2名以内

4 監事(常勤・非常勤を問わない)は、オブザーバーとして選考委員会に出席をし、意見を述べるができる。

5 第3項の委員選出は、以下の各号に掲げる事項を遵守して行うものとする。

- (1) 選考委員会は、ジェンダーバランスに考慮して構成する
- (2) 現任の病院長は、委員になることができない

6 委員長は、委員の互選により選任される。

委員長は、副委員長を指名することができる。

7 選考委員会は、病院長候補者1名を選出する。

8 選考委員会は、委員による推薦または公募により、学内外の有識者を病院長候補者とすることができる。

9 前項の選考過程において委員が病院長候補者として審議の対象となった場合等やむを得ない事由により委員を交代する場合、当該委員の選出区分から新たな委員を選ぶものとする。この場合において、第3項第1号から第4号の選出区分において選ばれた委員については、委員選出投票の結果が次点であった者と交代するとともに、第3項第5号及び第6号の委員については、理事会が新たに選出するものとする。

10 選考委員会は、学内外の有識者に意見を求めることができる。

11 選考委員会の議事は、出席した選考委員会の委員の過半数の出席をもって、会議を開き、議決をする。この場合において、委任状の提出があったときは、出席とみなす。

12 選考委員会の議事は、出席した選考委員会の委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

13 前項の議決においては、白紙投票は無効票として扱い、議決権から除外するものとする。

14 何らかの事由により病院長選任手続が完了しない場合は、改めて選考委員会を構成する。ただし、再任を妨げない。

15 選考委員会の事務局は、総務部秘書課とする。

(意見聴取)

第5条 前条第7項に基づき選出された病院長候補者について意見を聴くために病院部長会を開催する。

2 委員長は、病院部長会において前条第7項に基づき選出された病院長候補者の選考過程を報告する。

3 病院部長会は、前条第7項に基づき選出された病院長候補者の所信を聴いた後、病院部長会の意見として医学部教授会、看護学部教授会及び理事会に報告することができる。

4 学長は、医学部教授会、看護学部教授会において、病院長候補について意見を聴き、理事会に報告する。

(選任)

第6条 理事会は、第4条第7項に基づき選出された病院長候補者の選任について審議し、出席者の3分の2以上の賛成をもって議決する。

2 理事長は、前項の決議によって選任された病院長候補者を病院長に任命する。

3 理事会は、選考委員会が推薦した結果を十分尊重しなければならない。

4 学長は、病院部長会、医学部教授会及び看護学部教授会において病院長の選任を報告する。

(公表)

第7条 理事長は、病院長の選任に際し以下の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 第3条に定める病院長に求める選考基準

(2) 第4条に定める委員会の委員名簿、委員の選定理由および委員の経歴

(3) 病院長の選考結果、選考過程及び選考理由

(専任)

第8条 前条により任命された病院長が診療部長から選出された場合は、診療部長を退任し病院長の専任となる。なお、病院長が所属する診療科の診療部長は代行とし、病院長が任命する。

2 病院長の任期満了または任期の途中で退任したとき、職員定年規程第2条第1項に定める定年に満たない場合、診療部長から選出された者は、所属する診療科の診療部長となる。

(評価)

第9条 病院長は任期満了時に評価を受けるため、任期中の実績をとりまとめ、実績報告書の提出をもって、理事長に報告する。なお、実績報告書の提出時期は、作成指示における締切によるものとする。

2 理事長は、報告内容を検討する際、必要に応じて関係者の意見を聴くことができる。

3 理事長は、実績報告書にコメントを付して理事会に報告する。

4 理事会は、理事長によるコメントと併せて評価を行う。

5 前項により評価を受けた病院長が、引き続き次期病院長候補者となった場合、理事会は、前項による評価の結果を次期病院長の選考委員会に意見として提示する。

(解任)

第10条 病院長について、その任期の途中であっても、理事会の理事総数の過半数が、その職責を全うするに相応しくないと判断される意見が理事長に上申された場合、理事長は理事会において病院長の解任について審議しなければならない。また、理事長自らが病院長の職責を全うするに相応しくないと判断した場合も、理事会において審議することができる。

2 理事長は、理事会における理事総数の3分の2以上の賛成および評議員会における評議員総数の3分の2以上の賛成をもって、病院長を解任する。

(病院長代行および新たに任命される病院長の任期)

第11条 病院長が不在となり、あらかじめ指名した副院長がその職務を代行できない場合、新たに病院長が任命されるまでの間、病院長の職務を代行する者として病院長代行をおく。

2 理事長は、理事会の意見を聴いた上で、理事または本院の臨床系教授から病院長代行を任命する。

3 病院長代行の任期は、新たに病院長が任命されるまでとする。

4 病院長代行は、本院の管理・運営を円滑に遂行するために、8名を限度として副院長の職務を行う者を指名できる。

5 副院長の職務を行う者の任期は、病院長代行の任期終了をもって終了する。

6 病院長代行をおいた後、新たに任命される病院長の任期は、前任の病院長の任期の残任期間または病院長の所定の任期から病院長代行者の任期を減じたものとする。

(改廃)

第12条 本内規の改廃は、稟議決裁規程に従い、法人運営会議又は理事会の承認を得るものとする。

(解釈)

第13条 第4条第3項第1号から第4号までの解釈については、次のとおりとする。

- (1) 選出母体である病院部長会において、投票権を有する者は診療部長（代行者も含むが、代行者である場合には職位は教授でなければならない。）に限るものとし、選出される委員も同様とする。
- (2) 委員は、選出母体である看護部の教員を含む看護職（管理職以上）の中から選出されるものとする。
- (3) 委員は、選出母体である医療技術職（管理職以上）の中から選出されるものとする。
- (4) 委員は、選出母体である事務職（管理職以上）の中から選出されるものとする。

附 則(令和3年1月12日内規第2101号の1)

本内規は、令和3年1月12日から施行する。

附 則(令和4年9月20日内規第2209号の5)

本内規は、令和4年9月20日から施行する。

附 則(令和5年6月20日内規第2306号の13)

本内規は、令和5年6月20日から施行する。

附 則(令和6年10月4日内規第2410号の1)

- 1 本内規は、令和6年10月4日から施行する。
- 2 本内規は、令和6年9月27日に施行された「新生東京女子医科大学のための暫定病院長選任内規」が効力を失う令和6年12月31日までは、効力を失う。

附 則(令和7年2月26日内規第2502号の7)

本内規は、令和7年2月26日から施行する。

附 則(令和7年3月24日内規第2503号の8)

本内規は、令和7年3月24日から施行する。

附 則(令和8年2月17日内規第2602号の21)

本内規は、令和8年2月17日から施行する。

2026年2月6日

各位

附属足立医療センター病院長選考委員会  
委員長 小川 哲也

附属足立医療センター病院長候補者の選考報告について

現任者の任期満了に伴い、附属足立医療センター病院長選任内規第4条第1項（以下、選任内規）に基づき、附属足立医療センター病院長選考委員会（以下、選考委員会）を立ち上げ、慎重に審議した結果について、以下の通りご報告いたします。

1. 病院長候補者

塩沢 俊一氏（現 足立医療センター病院長・外科診療部長・教授）

※略歴等は別添1参照

2. 審議の経緯

(1) 2026年1月30日（金）第1回選考委員会（全員出席、監事2名陪席）

○選考の基礎となる病院長候補者の要件（後記参照）を確定。

○委員全員の推薦により審議対象の候補者として現病院長の「塩沢 俊一」氏を決定。

(2) 2026年2月6日（金）第2回選考委員会

(1名委任状による出席扱い、監事3名陪席)

○候補者によるプレゼンテーションを行い、審議した結果、出席した選考委員全員の賛成で「塩沢 俊一」氏を病院長候補者として選出。

3. 選考理由

- ・医療安全に非常に高い知見を持ち（医療安全部門担当副院長を務めた等）、院内で高いリーダーシップを発揮していること。
- ・附属足立医療センターの経営状況が良い方向に向かっていること。
- ・附属足立医療センターの経営に非常に真摯に向き合い、救急医療体制の見直し（2次救急体制の見直し、各科ダイヤルインの設定等）をはじめとした様々なシステムを導入し、地域医療に貢献していること。
- ・近隣の診療所等と病診連携を真摯に進め、強い信頼関係を構築していること。

以上のことから、病院長候補者の要件を満たし、附属足立医療センター病院長にふさわしいと判断し、「塩沢 俊一」氏を選出しました。

以上

#### 【附属足立医療センター病院長候補者要件】

病院長は日本国内において現に有効な医師免許を有する者であって、以下の要件を備えることが望ましい。

- ① 医療安全の確保、感染対策および診療放射線安全管理のために必要な資質および能力（医療安全管理業務の経験ならびに患者安全を第一に考える姿勢および指導力を含む。）を有すること
- ② センターを管理運営する上で、法人の方針に即して法人運営に協力し、事業目標を達成しようとする強い意思を持ち、組織管理能力、経営管理能力などの必要な資質、能力（センター内外での組織管理経験を含む。）を有すること。ただし、病院長の見解としてセンターを管理運営する上での必要事項が理事会の決定に反する場合には、現場の患者安全と病院職員の益を優先し、それらを護るために理事会に十分意見を述べるができる者
- ③ センターが掲げる理念・基本方針を実現するために、診療活動を適切かつ効果的に運営することができ、将来の在り方に明確な理念を持ち、継続的かつ確実に推進する強力なリーダーシップを有すること
- ④ 本学の理念である、極めて誠実で、慈しみある心を持って、患者、職員、その他のステークホルダーと向き合い、ハラスメントを絶対許さず、高潔であること

#### 【添付資料】

別添 1：病院長候補者略歴

別添 2：病院長候補者選考委員会委員一覧

別添 3：附属足立医療センター病院長選任内規

病院長候補者：塩沢 俊一 氏（満 64 歳）

■略歴

- 1988 年 3 月 鳥取大学医学部医学科 卒業
- 1988 年 5 月 東京女子医科大学附属第二病院外科入局 医療練士臨床研修生
- 1992 年 4 月 東京女子医科大学附属第二病院外科 助手
- 2004 年 6 月 東京女子医科大学附属第二病院外科 准講師
- 2005 年 10 月 東京女子医科大学東医療センター(改称)外科 准講師
- 2006 年 4 月 東京女子医科大学東医療センター外科 講師
- 2017 年 4 月 東京女子医科大学東医療センター外科 准教授
- 2019 年 4 月 東京女子医科大学東医療センター外科 教授・診療部長
- 2021 年 1 月 東京女子医科大学附属足立医療センター(病院移転・改称)外科 教授・診療部長
- 2024 年 11 月 東京女子医科大学看護専門学校 学校長代行
- 2024 年 11 月 東京女子医科大学附属足立医療センター 病院長（現在に至る）
- 2025 年 4 月 東京女子医科大学看護専門学校 学校長（現在に至る）

■学位

博士（医学）（東京女子医科大学）1998 年

■専門分野

消化器外科学，IVR，肝胆膵疾患に対する内視鏡治療，医療安全

■自身の研究テーマ

閉塞性黄疸のビリルビン代謝と胆道感染

以上

## 附属足立医療センター病院長候補者選考委員会委員一覧

※敬称略

氏名	現職	選出区分
小川 哲也	附属足立医療センター内科 教授	第4条第3項第1号 足立医療センター部長会
須藤 史子	附属足立医療センター眼科 教授	
高木 博	附属足立医療センター整形外科 教授	
木所 篤子	附属足立医療センター看護部長	第4条第3項第2号 看護職(管理職以上)
内田 朋子	附属足立医療センター看護副部長	第4条第3項第2号 看護職(管理職以上)
伊東 俊雅	附属足立医療センター薬剤部 部長	第4条第3項第3号 医療技術職(管理職以上)
小林 秀夫	附属足立医療センター 事務長	第4条第3項第4号 事務職(管理職以上)
多賀谷 悦子	理事、呼吸器外科学分野教授・基幹分野長	第4条第3項第5号 理事会から選出する理事
新浪 博	理事、心臓血管外科学分野教授・基幹分野長	第4条第3項第5号 理事会から選出する理事
大澤 眞木子	理事(学外)、学校法人立教女学院理事長	第4条第3項第5号 理事会から選出する理事
有野 亨	足立区医師会会長	第4条第3項第6号 理事会から選出する学外有識者

## 附属足立医療センター病院長選任内規

(昭和42年7月7日制定)

改正 昭和54年2月21日  
昭和60年3月27日  
平成8年11月27日  
平成12年11月29日  
平成16年6月23日  
平成16年9月29日  
平成21年11月10日

平成26年12月24日内規第1412号の8  
平成27年3月17日内規第1503号の17  
平成27年7月7日内規第1507号の12  
平成28年11月1日内規第1611号の5  
平成29年9月19日内規第1709号の6  
平成30年7月25日内規第1807号の29  
令和4年6月29日内規第2206号の15  
令和4年9月20日内規第2209号の6  
令和6年10月4日内規第2410号の2  
令和7年2月26日内規第2502号の8  
令和7年3月24日内規第2503号の9

(趣旨)

第1条 本内規は、附属足立医療センター規程第7条第1項第1項の規定にもとづき、附属足立医療センター(以下「センター」という。)の病院長の選任および解任に関する手続きその他必要な事項について定める。

(任期)

第2条 病院長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、2年3期を超えることはできない。

2 病院長が任期の途中で退任した場合に新たに選任された病院長の任期は、前任者の残任期間とし、任期回数に算入しない。

(選考基準)

第3条 病院長は日本国内において現に有効な医師免許を有する者であって、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 医療安全の確保、感染対策および診療放射線安全管理のために必要な資質および能力(医療安全管理業務の経験ならびに患者安全を第一に考える姿勢および指導力を含む。)を有すること
- (2) センターを管理運営する上で、法人の方針に即して法人運営に協力し、事業目標を達成しようとする強い意思を持ち、組織管理能力、経営管理能力などの必要な資質、能力(センター内外での組織管理経験を含む。)を有すること。ただし、病院長の見解としてセンターを管理運営する上での必要事項が理事会の決定に反する場合には、現場の患者安全と病院職員の益を優先し、それらを護るために理事会に十分意見を述べることができる
- (3) センターが掲げる理念・基本方針を実現するために、診療活動を適切かつ効果的に運営することができ、将来の在り方に明確な理念を持ち、継続的かつ確実に推進する強力なリーダーシップを有すること
- (4) 本学の理念である、極めて誠実で、慈しみある心を持って、患者、職員、その他のステークホルダーと向き合い、ハラスメントを絶対許さず、高潔であること

2 前項第1号の医療安全管理業務とは、以下のいずれかの業務をいう。

- (1) 医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、診療放射線安全管理者の業務
- (2) 医療安全管理委員会の構成員としての業務
- (3) 医療安全管理部門における業務
- (4) その他上記に準じる業務

(選考委員会)

第4条 病院長候補者を選出するため、選考委員会をおく。

- 2 選考委員会は、任期満了により病院長が欠員となる場合には原則として任期が満了する日の3ヶ月前までに、その他の事由により病院長が欠員となった場合には直ちに構成されるものとし、新たな病院長の任命をもって直ちに解散する。
- 3 選考委員会は、以下の各号に掲げる委員をもって構成する。ただし、現任の理事は、第1号から第4号に掲げる委員になることができない。
  - (1) センター部長が投票で選出したセンター一部長会所属の委員 3名
  - (2) 看護専門学校の教員含むセンター所属の看護職(管理職以上)が投票で選出した委員 2名
  - (3) センター所属の医療技術職(管理職以上)が投票で選出した委員 1名
  - (4) センター所属の事務職(管理職以上)が投票で選出した委員 1名
  - (5) 理事会から選出する理事(理事長を除く) 3名(うち1名以上は学外理事とする。)
  - (6) 理事会が選出する学外有識者 1名以上2名以内
- 4 監事(常勤・非常勤を問わない)は、オブザーバーとして選考委員会に出席をし、意見を述べることができる。
- 5 第3項の委員選出は、以下の各号に掲げる事項を遵守して行うものとする。
  - (1) 委員会は、ジェンダーバランスに考慮して構成する。
  - (2) 現任の病院長は、委員になることができない。
- 6 委員長は、委員の互選により選任される。  
委員長は、副委員長を指名することができる。
- 7 選考委員会は、学内外より病院長候補者1名を選出するものとする。
- 8 選考委員会は、委員による推薦または公募により、学内外の有識者を病院長候補とすることができる。
- 9 前項の選考過程において委員が病院長候補者として審議の対象となった場合等やむを得ない事由により委員を交代する場合、当該委員の選出区分から新たな委員を選ぶものとする。この場合において、第3項第1号から第4号の選出区分において選ばれた委員については、委員選出投票の結果が次点であった者と交代するとともに、第3項第5号及び第6号の委員については、理事会が新たに選出するものとする。
- 10 選考委員会は、学内外の有識者に意見を求めることができる。
- 11 選考委員会の議事は、出席した選考委員会の委員の過半数の出席をもって、会議を開き、議決をする。この場合において、委任状の提出があったときは、出席とみなす。
- 12 選考委員会の議事は、出席した選考委員会の委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 13 前項の議決においては、白紙投票は無効票として扱い、議決権から除外するものとする。
- 14 何らかの事由により病院長選任手続が完了しない場合は、改めて選考委員会を構成する。ただし、再任を妨げない。
- 15 選考委員会の事務局は、総務部秘書室とする。

(意見聴取)

第5条 前条第7項にもとづき選出された病院長候補者について意見を聴くためにセンター一部長会を開催する。

- 2 委員長は、センター一部長会において前条第7項にもとづき選出された病院長候補者の選考過程を報告する。
- 3 センター一部長会は、前条第7項にもとづき選出された病院長候補者の所信を聴いた後、センター一部長会の意見として医学部教授会、看護学部教授会および理事会に報告することができる。
- 4 学長は、教授会において、病院長候補について意見を聴き、理事会に報告する。

(選任)

第6条 理事会は、第4条第7項にもとづき選出された病院長候補者の選任について審議し、出席者の3分の2以上の賛成をもって議決する。

- 2 理事長は、前項の決議によって選任された病院長候補者を、病院長に任命する。
- 3 理事会は、選考委員会が推薦した結果を十分尊重しなければならない。
- 4 学長は、医学部教授会および看護学部教授会において病院長の選任を報告する。

(公表)

第7条 理事長は、病院長の選任に際し以下の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 第3条に定める病院長に求める選考基準
- (2) 第4条に定める選考委員会の委員名簿、委員の選定理由および委員の経歴
- (3) 病院長の選考結果、選考過程および選考理由

(専任)

第8条 前条により任命された病院長が診療部長から選出された場合は、診療部長を退任し病院長の専任となるよう努めるものとする。。

(評価)

第9条 病院長は任期満了時に評価を受けるため、任期中の実績をとりまとめ、実績報告書の提出をもって、理事長に報告する。なお、実績報告書の提出時期は、作成指示における締切によるものとする。

2 理事長は、報告内容を検討する際、必要に応じて関係者の意見を聴くことができる。

3 理事長は、実績報告書にコメントを付して理事会に報告する。

4 理事会は、理事長によるコメントと併せて評価を行う。

5 前項により評価を受けた病院長が、引き続き次期病院長候補者となった場合、理事会は、前項による評価の結果を次期病院長の選考委員会に意見として提示する。

(解任)

第10条 病院長について、その任期の途中であっても、理事会の理事総数の過半数が、その職責を全うするに相応しくないと判断される意見が理事長に上申された場合、理事長は理事会において病院長の解任について審議しなければならない。また、理事長自らが病院長の職責を全うするに相応しくないと判断した場合も、理事会において審議することができる。

2 理事長は理事会における理事総数の3分の2以上の賛成をもって、病院長を解任する。

(病院長代行および新たに任命される病院長の任期)

第11条 病院長が不在となり、あらかじめ指名した副院長がその職務を代行できない場合、新たに病院長が任命されるまでの間、病院長の職務を代行する者として病院長代行をおく。

2 理事長は、理事会の意見を聴いた上で、理事またはセンターの教授から病院長代行を任命する。

3 病院長代行の任期は、新たに病院長が任命されるまでとする。

4 病院長代行は、センターの管理および運営を円滑に遂行するために、5名を限度として副院長の職務を行う者を指名できる。

5 副院長の職務を行う者の任期は、病院長代行の任期終了をもって終了する。

6 病院長代行をおいた後、新たに任命される病院長の任期は、前任の病院長の任期の残任期間または病院長の所定の任期から病院長代行者の任期を減じたものとする。

(改廃)

第12条 本内規の改廃は、決裁規程に従い、理事会または理事会運営会議の承認を得るものとする。

(解釈)

第13条 第4条第3項第1号から第4号までの解釈については、次のとおりとする。

(1) 選出母体であるセンター一部長会において、投票権を有する者は診療部長（代行者も含むが、代行者である場合には職位は教授でなければならない。）に限るものとし、選出される委員も同様とする。

(2) 委員は、選出母体である看護専門学校の教員を含む看護職(管理職以上)の中から選出されるものとする。

(3) 委員は、選出母体である医療技術職(管理職以上)の中から選出されるものとする。

(4) 委員は、選出母体である事務職(管理職以上)の中から選出されるものとする。

附 則(平成30年7月25日内規第1807号の29)

本内規は、平成30年7月25日から施行する。

附 則(令和4年6月29日内規第2206号の15)

本内規は、令和4年6月29日から施行する。

附 則(令和4年9月20日内規第2209号の6)

本内規は、令和4年9月20日から施行する。

附 則(令和6年10月4日内規第2410号の2)

1 本内規は、令和6年10月4日から施行する。

2 本内規は、令和6年9月27日に施行された「新生東京女子医科大学のための暫定附属足立医療センタ

「一病院長選任内規」が効力を失う令和6年12月31日までは、効力を失う。

附 則(令和7年2月26日内規第2502号の8)  
本内規は、令和7年2月26日から施行する。

附 則(令和7年3月24日内規第2503号の9)  
本内規は、令和7年3月24日から施行する。